

京都市告示第 30 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者として指定します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松 井 孝 治

1 指定納付受託者の名称及び所在地

SB ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

株式会社グラファーが提供する Graffer スマート申請を利用して納付される京都市営墓地使用料（葬務施設使用料）及び京都市営墓地管理料（葬務施設使用料）

3 指定納付受託者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)